

資料編

1 目黒区住宅基本条例

平成4年3月

目黒区条例第20号

目黒区住宅基本条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅が、区民の生活の基盤となるものであり、目黒区（以下「区」という。）の進めるまちづくりのうえにおいて極めて重要なものであることにかんがみ、区の住宅に関する施策の基本となる事項を定めることにより、区民が良好な居住環境のもとで安心して快適に住み続けられるための住宅対策の推進を図り、もって健康で文化的な住生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開業事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (2) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）において開発事業を行う者をいう。

(責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、住宅に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、国・東京都及び公共的団体との連携を図りながら行わなければならない。
- 3 区民及び事業者は、良質な住宅及び良好な居住環境の維持及び向上に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。
- 4 区は、区民及び事業者に対して、住宅に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(住宅基本計画の策定)

第4条 区は、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、住宅基本計画を策定するものとする。

- 2 区は、前項の住宅基本計画を策定するに当たっては、住宅及び居住環境の実態を的確に把握するため、必要な調査を行うものとする。

(住宅の確保)

第5条 区は、自ら住宅を供給することのほか、事業者及び公的住宅の供給主体に対して住宅の供給等を要請することにより、住宅を確保することに努めるものとする。

(良質な住宅)

第6条 区・区民及び事業者は、区内に住宅を建設し、又は区内に建設した住宅を改築し、増築し、若しくは修繕しようとするときは、当該住宅を、その規模・形態及び地域の特性に応じて、つぎに掲げる水準を満たすものとするよう努めなければならない。

- (1) 家族構成に応じた適切な住宅規模等が確保されていること。
- (2) 地震等の災害に対する安全性が確保されていること。
- (3) 保健衛生上必要な設備及び性能を備えていること。
- (4) 高齢者又は障害者が居住する住宅にあつては、その安全性及び快適性について必要な配慮がなされているものであること。

(良好な居住環境)

第7条 区・区民及び事業者は、区内において開発事業を行おうとするときは、周辺環境が良好に維持されるよう努めなければならない。

(居住の継続に係る援助)

第8条 区は、引き続き区内に住み続けようとする区民に対して、必要に応じ、援助を行うものとする。

(住宅の供給等に係る援助)

第9条 区は、区民又は事業者が、良質な住宅を供給し、又は住宅の質若しくは安全性等を向上させるため当該住宅を改良しようとするときは、当該区民又は事業者に対して、必要に応じ、援助を行うものとする。

- 2 区は、前項の援助を行う場合において、当該住宅が高齢者又は障害者の利便の向上に資するものであるときは、当該援助について特別の配慮をすることができる。

(住宅供給者への要請)

第10条 区は、住宅を供給する者に対して、住宅の賃貸料その他の住宅に関する区民の負担を、住宅の規模・形態及び立地条件等を総合的に勘案した適切なものとするよう協力を求めることができる。

(住宅用途の維持に係る要請)

第11条 区は、住宅を所有し、又は管理する者に対して、住宅として建設された建築物について、引き続きその用途を維持するよう協力を求めることができる。

(開発事業者への要請)

第12条 区は、大規模な開発事業を行おうとする事業者に対して、事前に協議を求め、良質な住宅及び良好な居住環境の維持及び向上のため、必要な協力を求めることができる。

(民間賃貸住宅への入居等に関する啓発)

第13条 区は、賃貸人その他の関係者に対して、民間賃貸住宅に入居しようとする者又は入居している者が、高齢・障害・国籍等の理由により、入居の機会が制約され、又は居住の継続が制限されることがないように啓発に努めるものとする。

(住宅政策審議会)

第14条 住宅政策に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、目黒区住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、前項の事項について審議し、区長に対して答申する。

3 審議会は、第1項の事項に関し必要と認める事項について、区長に意見を述べることができる。

(財源の確保)

第15条 区は、住宅政策を推進するため、必要な財源の確保に努めるものとする。

付 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 住宅マスタープランの策定経過

(1) 目黒区住宅政策審議会審議等経過

日程	主な審議等内容	
平成 28 年 8 月 9 日	平成 28 年度 第 1 回住宅政策審議会	○諮問について ○住宅マスタープラン〔第 5 次〕の施策進捗状況について ○住宅マスタープラン改定のための基礎調査について
10 月 7 日	平成 28 年度 第 1 回住宅政策審議会 小委員会	○住宅マスタープランの改定に向けて
10 月 31 日	平成 28 年度 第 2 回住宅政策審議会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・目黒区の課題 ・基本理念と基本目標について
11 月 7 日	平成 28 年度 第 2 回住宅政策審議会 小委員会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・基本理念と基本目標について ・施策目標について ・答申の「中間のまとめ」の方向性について
11 月 25 日	平成 28 年度 第 3 回住宅政策審議会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・基本理念と基本目標について ・施策目標について ・答申の「中間のまとめ」の方向性について
12 月 5 日	平成 28 年度 第 3 回住宅政策審議会 小委員会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・答申の「中間のまとめ（案）」について
12 月 12 日	平成 28 年度 第 4 回住宅政策審議会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・答申の「中間のまとめ」について ・計画の実現に向けて
平成 29 年 1 月 12 日 ～2 月 1 日	○住宅政策審議会答申の「中間のまとめ」に対する意見募集	
2 月 6 日	平成 28 年度 第 4 回住宅政策審議会 小委員会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・答申（案）について
3 月 1 日	平成 28 年度 第 5 回住宅政策審議会	○住宅マスタープランの改定に向けて ・答申（案）について
3 月 3 日	○住宅政策審議会答申	
10 月 31 日	平成 29 年度 第 1 回住宅政策審議会	○住宅マスタープランの改定素案の基本構成について
12 月 5 日	平成 29 年度 第 2 回住宅政策審議会	○住宅マスタープラン改定素案について
3 月 2 日	平成 29 年度 第 3 回住宅政策審議会	○住宅マスタープラン改定案について

(2) パブリックコメント及び説明会

日程	主な内容
平成 29 年 11 月 13 日 ～12 月 18 日	○住宅マスタープラン改定素案に対するパブリックコメント
平成 29 年 12 月 7 日	○関係団体説明会

(3) 目黒区住宅政策審議会委員名簿

構成	氏名	職名等
学識経験者	◎中島 明子	和洋女子大学名誉教授【小委員会委員】
	○松本 暢子	大妻女子大学教授【小委員会委員長】
	村山 武彦	東京工業大学教授【小委員会委員】
	薬袋 奈美子	日本女子大学准教授〔平成29年3月31日まで〕 【小委員会委員】
	山本 美香	東洋大学教授〔平成29年5月1日から〕
区議会議員	西村 ちほ	〔平成29年5月23日まで〕
	そうだ 次郎	〔平成29年5月24日から〕
	いいじま 和代	
	森 美彦	
	西崎 つばさ	〔平成29年5月23日まで〕
	青木 早苗	〔平成29年5月24日から〕
	松田 哲也	〔平成29年5月23日まで〕
	たぞえ 麻友	
関係団体	山科 久夫	目黒建設業防災連絡協議会会長
	渡部 正輝	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部支部長
	山崎 ヨシ子	目黒区民生児童委員協議会 北部第1地区会長〔平成28年11月30日まで〕
	東川 邦昭	目黒区民生児童委員協議会 南部第2地区会長〔平成28年12月1日から〕
区民委員	岡川 行利	
	河野 昌善	
	雑賀 成元	

◎会長 ○副会長

任期：平成28年8月1日から平成30年7月31日まで

3 用語解説

注) *は区の計画・制度・事業

あ行

アスベスト [P53]

石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然に産する鉱物。その繊維が極めて細いため、所要の措置を行わないと、飛散して人が吸入する恐れがある。以前は防音材、断熱材、保温材等に使用されたが、飛散、吸入が問題となるため、各種法律に基づき、アスベストによる健康障害の予防や、飛散防止対策が講じられている。

雨水流出抑制施設 [P51]

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設。都市化によって低下した流域の雨水流出抑制機能を回復させる。

NPO（エヌ・ピー・オー） [P6.48.66.67]

民間非営利組織の略称。ボランティア団体や市民活動団体など、継続的、自発的に社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する営利を目的としない団体の総称。「非営利」とは無償で活動するのではなく、活動で得た利益は次の活動や事業を実施するために使用するという意味。

延焼遮断帯 [P7.28.50.51]

大地震による火災の延焼拡大を阻止する機能を有する道路、河川、鉄道、公園などとそれらの沿線の不燃化された建築物で構成された帯状の空間。

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 [P31]

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。

か行

旧耐震基準 [P7.68]

昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。

狭あい道路 [P25.51]

建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路及び幅員4m未満の拡幅整備を必要とする道路。狭あい道路は、災害時の避難・救援活動に支障をきたすだけでなく、生活環境や都市景観を損なうなど道路として課題となっている。

居住支援 [P23.24.37.48.55.57]

何らかの理由で地域において自立して生活することが困難な世帯及び居住継続が困難な世帯に対し、行政や住宅・保健・福祉・教育関係の専門家、NPOや地域住民などが、対人サービスや支援を行うこと。

居住水準 [P39.66]・最低居住水準 [P39]

住生活基本法の前身である住宅建設計画法で定めていた、国民が安定したゆとりある住生活を営むことができる目標となる水準を「居住水準」という。住生活基本法では住宅性能水準、居住環境水準、誘導居住面積水準、最低居住面積水準の4種類で示している。

健康で文化的な住生活の基礎としての必要不可欠な水準を「最低居住水準」という。

区営住宅 [P3.23.24.26.27.34.48.55.59.63.68]

住宅に困窮する所得の低い世帯を対象として、区が建設、買取などにより設置している住宅。

区民住宅 [P3.23.57]

住宅に困窮する中堅所得層の子どもを育成する世帯を対象として、区内の土地所有者が一定の条件で建設し区が借上げた住宅及び特定公共賃貸住宅制度により区が直接建設した住宅。

グループホーム [P23.56]

少人数の認知症高齢者や障害者が、家庭的な環境の中で、介護職員等のサポートを受けながら、共同生活を送る住まい。

景観計画* [P24.54]

景観法に基づいて景観行政団体（地域の特性に応じた風景や景色を守る取組等のさまざまな施策を独自に行うことができる地方公共団体）が定める「良好な景観の形成に関する基本的な計画」であり、景観に関するマスタープラン。平成22年4月策定。

建築協定 [P54]

建築基準法に基づき、住宅地や商店街などの環境や利便性を維持、増進するために定める協定。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備について定めることができる。この協定を適用するためには、協定区域内の土地所有者などの全員が同意することが必要。

公営住宅 [P6.10.24.34.42.53.63]

昭和26年に制定された公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的として地方公共団体が整備した住宅。直接建設の他に借上げ、買取りにより供給する。

合計特殊出生率 [P16]

女性の年齢別出生率を15歳から49歳までにわたって合計した数値で、代表的な出生力の指標。その値は、女性が生涯に産む平均の子ども数に相当する。

公的住宅 [P34.57.58]

公営住宅、区民住宅、都民住宅、公社一般賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅など、公的機関が運営する住宅。

高齢者自立支援住宅改修給付* [P52]

介護保険の認定を受けた65歳以上の虚弱な高齢者で、自立と判定された方を対象に住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消）の一部を給付する。また、自立・要支援・要介護と判定された方を対象に住宅設備改修費（浴槽改修、便器の洋式化等）の一部を給付する。

高齢者福祉住宅* [P23.25.27.34.55.56.59.63.68]

立ち退きなどにより住宅に困窮する65歳以上の高齢者を対象とした、バリアフリーや緊急時対応サービス等の設備がある住宅。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅 [P11.23.56]

住宅としての居室の広さ、設備、バリアフリーなどのハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供する住宅。

最低居住面積水準 [P25]

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。

	最低居住面積水準
単身者	25 m ²
2人以上の世帯	10 m ² × 世帯人数 + 10 m ²

- ・3歳未満：0.25人、3歳以上6歳未満：0.5人、6歳以上10歳未満：0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- ・世帯人数が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除する。
- ・次の場合は、上記の面積によらないことができる。①単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合、②適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合、③既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合

(参考) 誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準がある。

	一般型誘導居住面積水準	都市居住型誘導居住面積水準
単身者	55 m ²	40 m ²
2人以上の世帯	25 m ² × 世帯人数 + 25 m ²	25 m ² × 世帯人数 + 15 m ²

- ・3歳未満：0.25人、3歳以上6歳未満：0.5人、6歳以上10歳未満：0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- ・世帯人数が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除する。
- ・次の場合は、上記の面積によらないことができる。①単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合、②適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

なお、上記は、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく住生活基本計画（全国計画）によるものである。

シックハウス [P53]・シックハウス症候群 [P61]

住宅の新築工事やリフォームの後に、建材や塗料から有害物質が発生し、室内の空気が汚染されること。居住者の身体に生じるとされる頭痛やめまい等の住宅由来の健康被害の総称をシックハウス症候群という。

指定管理者制度 [P6]

多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間事業者等のノウハウ等を活用し、公の施設の管理ができるようにする目的で定められた制度。平成15年9月に地方自治法の一部が改定され制度化された。

住環境整備条例（目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例）＊ [P54]

既存の大規模建築物住環境整備要綱とワンルームマンション指導要綱を統合し、内容を強化して制定した条例。平成19年に制定。

住宅確保要配慮者 [P8.23.34.35.47.48.55.56.57.58.68]

平成19年に制定された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」で示されており、具体的には「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス、被生活保護者、失業者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等、犯罪被害者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等」である。

住宅修築資金融資あっせん制度＊ [P22.52]

区民が居住または所有する住宅の増改築を行う際の資金不足を補い、住環境の改善が円滑に進むように区内指定の信用金庫に融資のあっせんを行う制度。

住宅ストック [P8.9.17.21.24.26.27.30]

現在すでに建築されており、その地域に蓄積された社会的資産としての既存住宅のこと。

住宅セーフティネット（居住セーフティネット） [P8.9.24.26.27.32.35.47.48.55.58.59.66.68]

独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。居住セーフティネットともいう。

住宅セーフティネット法 [P8]

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の通称であり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的に平成19年に制定された法律。

平成29年10月には、民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度や入居円滑化に関する措置などを内容とする「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（新たな住宅セーフティネット制度）」が施行された。

住宅・土地統計調査 [P13.17.18.19.20.21.28.29.30.31.32.33.35.37.38.39.40.42.43.44.68]

統計法に基づき国が実施する調査で、住宅及び住宅以外で人が居住する建物ならびにこれに居住する世帯の実態を調査するもの。昭和23年以来5年毎に実施されている。

住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成* [P24.26.27.31]

区民自身が居住する区内の住宅に、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（通称 エネファーム）、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称 エコキュート）等を設置する際の費用の一部を助成するもの（助成対象設備については変更する場合あり）。

なお、平成30年度以降は、「住宅用新エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成」に名称を変更。

住宅リフォーム資金助成* [P22.30.52.53]

区民自身が所有し居住する住宅について、区内業者により増改築・修繕等、住宅の機能維持・向上のための改修工事を行う場合、費用の一部を助成するもの。

主世帯 [P13.29.32.39.44]

住宅・土地統計調査の定義では、1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」としている。

新耐震基準 [P28.30.42]

昭和56年6月1日に建築基準法が改定され、建物の耐震性能を向上させるための新たに制定された耐震基準。この基準により建てられた建物は、地震による被害が少ないとされている。

生活協力員制度（常駐型）* [P59]

高齢者向け住宅に住み込みで常駐し、居住者の必要に応じ生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う援助員を配置する制度。

生物多様性豊かなまちづくり [P54]

生物多様性は、みどりの環境の豊かさを表す指標のひとつ。区は生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略『ささえあう^{いのち}生命の輪^わ 野鳥のすめるまちづくり計画』」を定め、自然と共生するまちづくりを目指している。

た行

耐震改修助成制度＊ [P30]

原則として、区が実施する耐震診断を受けた建築物で補強が必要と判断され、必要な耐震基準値を満たすために行う改修費用の一部を助成する制度。木造住宅等に対しては区に登録している施工業者が行うことを原則とする。

耐震改修促進計画＊ [P50]

住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、区全体の災害に強い街づくりの実現を目指して策定した計画。平成32年までに住宅や特定建築物の耐震化率を95%に、防災上重要な区有建築物の耐震化率を100%にすることを目標としている。

耐震診断助成制度＊ [P30]

建築物の安全性の向上を自的とし、新耐震基準（昭和56年施行）より前の建築物を対象に耐震診断費用を助成する制度。

地域包括支援センター [P58.59]

すべての区民を対象とした保健福祉の総合相談を実施する「支援を必要とする全ての人を支える地域包括ケアシステムの地域拠点」と位置づけられた機関。保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、高齢者の保健福祉サービスや介護保険認定申請の受付業務を実施している。

地域包括ケア [P59]

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

地域街づくり条例＊ [P24.54.63]

地域の課題を解決しつつ特色を持った街づくりを推進するためには、各地域に合った計画づくりが必要であり、その手続きや仕組みを明らかにするために目黒区が平成19年度に制定した条例。

地区計画 [P10.54]

市区町村が、各地区の特性に応じ、細街路、小公園等の地区施設と建築物の用途・形態・敷地等について一体的・総合的な計画を定めたもの。地区計画に基づき建築行為等を適正に誘導・規制することによって、地区レベルでのきめ細かなまちづくりと良好な環境整備を図る。

地方分権改革 [P6]

住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革。

長期優良住宅 [P24.26.27.30.52]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、所管行政庁により認定される住宅で、劣化対策、耐震性、可変性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅。

東京都福祉のまちづくり条例 [P22]

高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする条例で、平成7年に施行。建築物、道路、公園等の区分に応じ整備基準を定めており、施設所有者・管理者に対して施設の新設や改修に際して整備基準への適合を求めている。

都市型軽費老人ホーム [P56]

60歳以上の高齢者で、身体的機能の低下のために独立して生活を営むには不安があると認められた方が利用できる施設で、低額な料金で食事の提供、生活相談等のサービスを受けながら自立した生活を送ることができる住宅。

都市計画マスタープラン* [P2]

都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことである。目黒区では「目黒区基本構想」及び「東京都整備、開発及び保全の方針」に即し、概ね20年後を目標に、目黒区が今後取り組むべき街づくりの基本的な方針を定めている。平成16年3月策定。

は行

PF I（ピー・エフ・アイ）〔P6〕

Private Finance Initiativeの略。公共が提供してきた社会資本の整備などのサービスを、民間の資金・経営能力、技術を活用し、民間主導により実施していく事業手法。

避難行動要支援者〔P22〕

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方をいう。

ファミリー世帯家賃助成＊〔P23.24.35.36.68〕

居住の継続と子育ての支援を行うことを目的に、目黒区内の民間賃貸住宅に居住する、18歳未満の子を扶養する世帯に対して家賃の一部を助成する制度。

福祉避難所〔P22〕

地域避難所や補完避難所での生活が困難な方を受け入れる施設。

不燃領域率〔P25.27.68〕

市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼ0となる。

ま行

マンション管理士〔P22.67〕

マンション管理組合の運営、大規模修繕等を含む建物構造上の技術的問題、その他マンションの維持・管理に関して、管理組合の管理者やマンションの区分所有者などの相談に応じ、適切な助言や指導、援助等を行う。国家資格。

みどりの条例＊〔P54〕

みどりの保護、育成及び普及啓発に定めた条例を平成2年に制定。民有地の保全と創出を推進するため、樹木等を伐採しようとするときに樹木の所有者等と区が協議を行う樹木等保全協議や、建築確認申請や開発許可申請等を行う前の緑化計画書の提出・履行義務等を定めている。

みどりのまちなみ助成＊ [P26.27]

みどり豊かなまちなみ形成のため、住宅等の道路沿いに新たに生垣や中高木を植栽するときに緑化費の一部を助成する制度。屋上や壁面緑化に対する助成もある。

見守りネットワーク（見守りめぐねっと）＊ [P22.58.59]

見守る人・見守られる人を特定しない形で、地域の皆さまが、日常の生活や仕事の中で、何らかの支援を必要とするすべての区民のかたの「ちょっと気がかり」なことに気づいたときに地域の包括支援センターへご連絡いただくことで、地域で何らかの支援を必要とするすべての区民のかたをゆるやかに見守っていくもの。

高齢者の皆さんが住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、平成22年1月12日から目黒区高齢者見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）がスタートした。そして、平成28年1月18日に名称を「見守りネットワーク」に改め、対象者を子ども、障害者など高齢者以外にも拡大した。

目黒区まち・ひと・しごと総合戦略＊ [P3]

目黒区のまち・ひと・しごと創生を実現するための具体的な施策や取組を掲げた計画。

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定されている。

や行

ユニバーサルデザイン [P22]

老若男女や障害・能力の違いを問わず、また、文化・言語・国籍が違ってても利用することができるように設計（デザイン）された施設や製品、情報のこと。

ら行

ライフサポートアドバイザー制度（L S A派遣型）＊ [P23.24.59]

高齢者向け住宅に、居住者の必要に応じ生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う援助員を派遣または配置する制度。

目黒区住宅マスタープラン〔第6次〕

平成 30 年 3 月発行

主要印刷物番号

29—55

発行：目黒区

編集：目黒区都市整備部住宅課

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

TEL 03-5722-9878（直通）

編集協力：（株）計画技術研究所



目黒区

